

■ 鳥取県医師会指定学校医制度要綱 ■

I. 目的

学校保健活動の中で、学校医の果たすべき役割は重要である。「学校保健」は「生涯保健」の中で、「乳幼児保健」と「産業保健」との間の重要な時期に位置づけられる。また、「学校保健」は「地域保健」そのものであり、その地域の医師みんなでささえあってゆく必要がある。

社会環境の変化に伴って変貌する学校保健活動に対応するため、その中心的役割を受け持つ学校医は、今までの「健康診断」を含む「保健管理」という視点から、「保健教育」への積極的な関わりに視点をおき変え、「健康教育」や「保健組織活動」(学校保健委員会等)にも積極的に参加し関わる必要がある。

専門家としての適切な助言・指導を行うためにも、学校医は継続的に知識や技能の習得・質の向上と活性化を図る必要がある。学校医活動を維持するためには学校医に特化した研修が必要である。学校保健の質の向上のために、自己研鑽に役立つ制度として鳥取県医師会指定学校医制度を創設する。その目的達成のために研修会等を開催し、研修を修了した医師に「鳥取県医師会指定学校医」の称号を付与するものである。

II. 学校医の種別

各学校医の種別を下記のように定める。

「学校医」: 複数の学校医の中心的役割を担う学校医 (主に内科系学校医)

「診療科別学校医」: 診療科別の専門の学校医

(呼称: 眼科学学校医、耳鼻科学学校医、整形外科学校医 etc.)

III. 申請できる資格

原則、鳥取県医師会会員で、なおかつ、鳥取県医師会学校医・園医部会員であること。

IV. 申請および審査

「学校医」と「診療科別学校医」は、履修取得すべき研修の単位数を別にする。

(1) 新規申請

1) 新たに鳥取県医師会指定学校医を希望する医師

① 「学校医」は、鳥取県医師会 (学校医・園医部会運営委員会) が指定または認めた学校保健関連研修会等を認定を受けたい前々月の末日までに **30 単位以上** を履修する必要がある。

② 「診療科別学校医」は、県医師会 (学校医・園医部会運営委員会) が指定または認めた学校保健関連研修会等を認定を受けたい前々月の末日までに **15 単位以上** を履修する必要がある。

2) 申請手続き方法

申請書 (様式 1 号) に必要事項を記載し、認定を受けたい前々月の末日までに県医師会へ提出する。

(2) 更新申請

1) 資格の有効期間は 3 年間とする。**3 年毎**に資格更新申請する。

※ 資格有効期限の 1 年前頃に、「更新のお知らせ」をします。

※ 制度発足時(平成 27 年 4 月)の暫定指定学校医は、認定されてから 3 年以内に更新に必要な単位を履修した時点で更新申請ができます。以後の更新時期は、そこから 3 年となります。

2) 既に指定学校医となっている学校医

①「学校医」は、3 年間に

鳥取県医師会(学校医・園医部会運営委員会)が指定または認めた学校保健関連研修会を有効期限が満了する前月の末日までに**30 単位以上**履修する必要がある。

②「診療科別学校医」は、3 年間に

鳥取県医師会(学校医・園医部会運営委員会)が指定または認めた学校保健関連研修会を有効期限が満了する前月の末日までに**15 単位以上**履修する必要がある。

3) 更新手続き方法

更新申請書(様式 2 号)に必要事項を記載し、有効期限が満了する前月の末日までに県医師会へ提出する。

(3) 審査

提出された申請書は、鳥取県医師会事務局において研修履修状況等を確認した上で、翌月開催の鳥取県医師会理事会または常任理事会において審査する。

承認後、翌月 1 日付で鳥取県医師会会長名にて「鳥取県医師会指定学校医」の認定証を交付する。

※ 有効期限は翌月 1 日より 3 年間となります。認定証には有効期限を明記します。

※ 申請書類を提出後、認定証が交付される翌月 1 日付までに受講した研修会の単位は、次回更新の単位としてカウントします。

※ 研修履修状況(単位)は、鳥取県医師会会員情報管理システムで管理します。

(4) 認定番号

認定証交付の際には、認定番号 7 桁を付与する。認定番号は、西暦下 2 桁、認定月、通し番号とする。(例) 2016 年 5 月に認定証を発行する場合・・・1605001

V. 制度における、単位として認める研修会等

下記(1)(2)(3)の研修会等参加を基本とします。可能な限り、(1)の受講をお願いします。特段記載のない研修会等については、事前に県医師会(理事会または学校医・園医部会運営委員会)

の承認が必要です。

(1) 鳥取県医師会、地区医師会または学校保健会が主催する学校保健関連の研修会

- ・ 県医師会主催「学校医園医研修会」(10 単位)・・・年 2 回開催
- ・ 県医師会主催「学校医初任者研修会」(5 単位)・・・年 1 回開催
- ・ 健対協主催「心臓疾患精密検査検診従事者講習会」(5 単位)・・・年 1 回開催
- ・ 地区医師会主催「学校医(園医)研修会」(10 単位)・・・年 1 回程度開催
- ・ 地区医師会主催「(日医主催学校保健講習会の)伝達講習会」(5 単位)・・・年 1 回開催
- ・ 地区学校保健会主催「学校保健(等)研修会」(5 単位)

※ 参加時に参加名簿に氏名を記載することで出席証明とする

(2) 他医師会主催学校保健関連の研修会

- ・ 日本医師会主催「全国学校保健・学校医大会」(10 単位)・・・年 1 回開催
- ・ 日本医師会主催「学校保健講習会」(10 単位)・・・年 1 回開催
- ・ 中国地区医師会主催「中国地区学校保健・学校医大会」(10 単位)・・・年 1 回開催

※ 事前に、出席することを県医師会に届け出る(県医師会が事前募集している)。

(3) 学校での活動

- ・ 各学校の「学校保健委員会」への出席(2 単位/回)
- ・ 学校での講演・講和・講義等(3 単位/回)

※ 学校保健委員会に出席して、尚且つ講演した場合等は、計 5 単位となる。

※ 学校での活動は、自己申告とする。

(4) その他(原則、事前届出が必要)

- ・ 鳥取大学医学部附属病院子ども心の診療拠点病院推進室主催「医学講座」(10 単位)
- ・ 各診療科医会主催の学校保健関連研修会(事前届出が必要)
- ・ その他、県医師会学校医・園医部会運営委員会が認めた研修会(事前届出が必要)

(5) 申請書類

(様式 1) 鳥取県医師会指定学校医制度 新規申請書(学校医→県医師会)

(様式 2) 鳥取県医師会指定学校医制度 更新申請書(学校医→県医師会)

VI. 本制度における注意事項

- ・ 「鳥取県医師会指定学校医」の資格がないと学校医ができないわけではありません。
- ・ しかし、全ての学校医は、「鳥取県医師会指定学校医」の資格取得が望ましい。
- ・ 今後、医師会が学校医を推薦する時には、原則として「鳥取県医師会指定学校医」を推薦する。
- ・ 平成 27 年 4 月の制度発足時点で学校医の医師は、「(暫定)鳥取県医師会指定学校医」とする。以後、

3 年の間に、必要な単位を取得した時点で更新申請手続きをすることができ、「**鳥取県医師会指定学校医**」となる。

- ・資格更新申請時に提出して頂くことがありますので、自己研鑽の研修等を「学校医の手引き（学校医手帳）」の所定の欄に記録しておいて下さい。
- ・今後、本制度（要綱）に関して、不測の事案が生じた場合には、鳥取県医師会学校医・園医部会運営委員会ならびに本会理事会において協議対処致します。

Ⅶ. Q&A

Q 1. 新規および更新申請書類は、いつまでに提出するのか。提出後いつから認定されるのか。

A 1. 月末までに鳥取県医師会事務局へ提出があったものは、翌月開催の理事会または常任理事会で審査承認の後、翌々月 1 日付で認定証を交付する。

例) 2017 年 5 月 25 日に申請書の提出があった場合

⇒ 6 月の理事会又は常任理事会で審査承認後、7 月 1 日付で認定証を交付。有効期限は 2017 年 7 月 1 日～2020 年 6 月 30 日までの 3 年間。

例) 2017 年 6 月 5 日に申請書の提出があった場合

⇒ 7 月の理事会又は常任理事会で審査承認後、8 月 1 日付で認定証を交付。有効期限は 2017 年 8 月 1 日～2020 年 7 月 31 日までの 3 年間。

Q 2. 30 単位（15 単位）は、いつまでに満たす必要があるのか。

A 2. 指定学校医の認定を受けたい前々月の末日までに満たす必要がある。例えば、2017 年 4 月 1 日付で指定学校医の認定を受けたい場合、2017 年 2 月末時点で 30 単位（15 単位）を満たし、2 月末までに申請書を提出することで、3 月の理事会または常任理事会で審査承認後、4 月 1 日付で認定を受けることができる。

Q 3. 申請書類を提出後、認定証が交付されるまでの間に研修会を受講した場合はどうなるのか。

A 3. 提出後に受講した研修会の単位は、次回の単位としてカウントする。

Q 4. 3 年間の有効期限内に必要な単位数が取得できなかった場合、それまで取得した単位数はリセットされるのか。

A 4. リセットされない。合計 30 単位（または 15 単位）を取得後、あらためて申請、承認されることで指定学校医の認定を受けることができる。ただし、できるだけ 3 年間で取得することが望ましい。

Q 5. 過去の履修状況（単位数）を知りたい場合はどうするのか。

A 5. 鳥取県医師会事務局まで問い合わせ願います。鳥取県医師会会員情報管理システムにて履修状況（単位数）を管理しているため、履修状況一覧の送付が可能です。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 28 日から施行する。